

独立行政法人大学評価・学位授与機構評議員会（第27回）議事要旨

- 1 日 時 平成24年6月22日（金） 15:30～17:10
- 2 場 所 学術総合センター 1112 会議室
- 3 出席者 有信、浦野、奥野、香川、小出、高祖、小畑、佐々木(毅)、納谷、マルクス、村松、森脇、山田の各評議員
(及川、勝方、金田、佐々木(雄)、清家、関根、濱田の各評議員は委任状提出)
野上機構長、岡本理事、福島理事、館監事、島田監事、武市研究開発部長、鈴木評価研究主幹、毛利学位審査研究主幹、福治管理部長、児島評価事業部長ほか機構関係者

4 会長及び副会長の選出

評議員会規則第3条第2項に基づく互選の結果、会長に佐々木毅評議員が、副会長に小出忠孝評議員が選出された。

5 評議員会（第26回）議事要旨について

平成24年3月26日に開催された評議員会（第26回）議事要旨（案）が確認され、確定版として了承された。

6 議 事

《審議事項》

(1) 名誉教授の称号の授与について

名誉教授候補者2名の選考について審議が行われ、原案どおり承認された。

(2) 平成23事業年度業務実績報告書について

独立行政法人通則法第32条第1項の規定により、文部科学省独立行政法人評価委員会の業務実績評価を受けることとされている平成23事業年度業務実績報告書について審議が行われ、原案どおり承認された。

なお、今後修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。主な意見は以下のとおり。

(○：評議員 ●：事務局 以下同じ)

○ 機構では、学位の国際的通用性に関する研究が進められている一方で、APQNの理事に機構の役員が就任し、アジアにおける質保証に関する議論が進められている。これらの成果を、国策で進められている東南アジアの大学を中心とした共同学位制度のようなものに全体として関連づけていくことができれば、機構の位置づけがより強固なものになっていくと思われるが、

現状はどうか。

● 現在、日中韓政府による「キャンパス・アジア」構想において、日中韓3カ国の質保証機関が参画し、学生交流プログラムのモニタリング等を通じて、日中韓3カ国で質保証に関する共同ガイドラインをつくらうとしているところである。これらの活動を積み上げ、ゆくゆくは東南アジア等にも広げていけたらと思う。

○ 欧州では、ボローニャ・プロセスにより学位授与基準の標準化が進められており、またアジアにおいても学位や教育の質に関する認識が非常に強くなってきているとの印象を受けている。一方で、日本国内においても大学間連携の必要性が言われている現状に鑑み、全体の流れの中で戦略的に進めていただきたい。

○ 業務運営の効率化について、職員全体で16人減員したとのことだが、どのように削減したのか。

● 平成23年度については第1期中期目標期間の国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究状況評価の終了及び認証評価受審校が減少したことから、国立大学法人等からの出向者を削減させていただいた。

○ 中央教育審議会において、大学の教育研究活動等に関する情報の公表義務化が定められ、既に実施されていると思われるが、「大学ポートレート（仮称）」の運用開始までに2年とっているのは、公表が義務化された情報のみではなく、各大学の独自な情報を受験生や企業等のステークホルダーが確認可能となるような、使い勝手の良いデータベースとなるよう追究をしているということか。

● 貴見のとおり、様々なステークホルダーに、どのように情報を発信していくことが効果的かということを検討しつつ設計が進められている。

(3) 平成23事業年度財務諸表等について

独立行政法人通則法第38条第1項の規定により、文部科学大臣へ提出し承認を受けることとされている平成23事業年度財務諸表等について審議が行われ、原案どおり承認された。

なお、今後修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。主な意見は以下のとおり。

○ 昨年度より財務諸表へ記述が義務付けられた資産除去債務について、該当はないか。

● 該当はない。

○ 学校法人等では決算報告を行う際、監事から財務諸表等が適正である旨、発言をしてもらうのが一応のルールとなっているが、本評議員会ではそういった手続は不要なのか。

● 規則上、そのような手続は定められていないが、事実上、監事が発言することは可能である。

○ 今後は、ルールとして定めた方が良いと思う。

● 財務諸表等については会計監査法人とも協力し逐次確認をしているが、昨今、新たに業務監査も課されるようになってきていることを踏まえ、今後の手続等について検討したい。

(4) 外部検証委員会の委員選考について

第2期中期目標期間に係る業務の進捗・達成状況について検証を行うとともに、次期中期目標期間における機構の業務の在り方の検討に資することを目的として、平成24年度に、外部の有識者で構成される「外部検証委員会」を設置すること並びに検証の実施方法及び実施体制について審議が行われ、併せて外部検証委員会規則第3条の規定に基づき外部検証委員を選考することについても審議が行われ、原案どおり承認された。

なお、今後委員の変更等の必要が生じた場合は、その選考を機構長に一任することとされた。

(5) 平成24年度機構内補正予算について

文部科学省からの要請に基づき実施する「大学ポートレート（仮称）」のシステム開発に係る経費について、平成24年度予算編成方針に基づき、平成21年度以降交付分の運営費交付金債務から予算措置をすることについて審議が行われ、原案どおり承認された。

(6) 会長一任による各種委員会委員の追加発令について

国立大学教育研究評価委員会委員1名について、会長一任により追加発令を行った旨の報告があり、了承された。

また、これまでと同様、欠員補充等の必要が生じた場合は、その選考を会長に一任することとされた。

《報告事項》

(1) 独立行政法人改革の動向について

行政刷新会議における審議等を踏まえて閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づき進められている、独立行政法人改革の状況について報告があった。

(2) 評価事業について

評価事業の状況について報告があった。主な意見は以下のとおり。

○ 評価事業の報告として、「大学ポートレート（仮称）」について触れられているが、これは認証評価に係る業務量等の軽減につながるのか。

● 「大学ポートレート（仮称）」の1つの柱は、大学、評価機関等からなる大学コミュニティでの情報共有であるが、大学における評価業務の軽減ということも含めて、有効に使えるものとなるよう、検討を進めている。

(3) 学位授与事業について

学位授与事業の状況について報告があった。主な意見は以下のとおり。

○ 単位積み上げ型の学士の学位授与者数の推移を見ると、平成17年度からの3年間はそれぞれ

れ2,500人台、平成20年度からは2,700人台とある程度決まった人数となっているが、常時申請がある組織等があるのか。

● 単位積み上げ型での学士の学位授与申請は、主に機構が認定した高等専門学校あるいは短期大学の専攻科出身者である。

7 その他

次回の評議員会は、機構の事業等の進捗状況をみて開催することとし、日程については、後日事務局より連絡することとされた。

以上